

- この文書は全家庭の保護者様に配布しております。就学援助を申請されていない方、及び否認定となられた方は、参考としてご覧ください。
- 就学援助費の支給のお知らせについて、支給日及び支給金額が変わる場合を除いて今後行われませんので、この通知を1年間大切に保管してください。

令和7年9月24日

保護者様

大阪市立太子橋小学校  
校長 狹間 雅夫

## 就学援助費支給のお知らせ（一般1・2申請認定者）並びに随時申請のご案内

平素は、本校教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、令和7年度就学援助制度が認定された保護者の方に、次のとおり就学援助費を支給します。

### 1 支給予定日及び支給内容について

支給予定日	入学準備補助金 (1年)	児童費 (全学年)	自然体験学習費 (5年)	修学旅行費 (6年)
10月7日（火）	57,060円	5・6月分	—	—
11月7日（金）	—	—	—	実費
12月5日（金）	—	—	実費	—

※児童費の支給額については、学校徴収金の月別徴収金額が就学援助費の支給額となります。

詳細は、令和7年4月30日配布の「令和7年度 学校徴収金の納入について」をご覧ください。

また、医療券については本校保健室へご連絡ください。

※生活保護を受けている方は、修学旅行費（6年）のみ支給します。

### 2 支給方法について

#### (1) 口座振込を希望された方

上記支給予定日に、申請時に希望された口座へ振り込みます。

#### (2) 現金支給を希望された方

上記支給予定日に、事務室にてお渡しします。別途お手紙をお渡しします。

### 3 学校徴収金の取扱いについて

- 児童費は、就学援助費から充当されるため、徴収をいたしません。ただし、次年度実施予定行事の積立金（4年・5年）及びPTA会費については、就学援助の対象ではありません。徴収日程に合わせて、口座振替または事務室への現金持参にてご納入ください。
- 学校徴収金に未納がある場合は、未納分を差し引いた金額を支給します。

#### 4 随時申請のご案内

年度途中に下記のような事情に該当した場合は、随時の申請が可能です。学校までご相談ください。認定日は申請日以降になりますので、就学援助を希望される方は速やかに申請書を提出してください。申請書を紛失された場合は、事務室までご連絡ください。

##### (1) 年度途中に家庭環境の変化が出た場合

ア 主たる生計維持者が自己都合によらない失業（解雇・倒産・廃業など）により前年に比べて収入が減少した。

イ 生計維持者の傷病・死亡及び失踪等により、前年に比べて収入が減少した。

ウ 高額の支払い債務があり、経済的に困っている

(対象となる債務)

・保証債務、賠償金など

・任意整理、特定調停、個人再生、自己破産による債務（借金）の整理

・給料の差押えを受けている（税金や公の負担金によるもの）

##### 【援助を受けられる所得基準額（⑫所得審査の場合）】

世帯人数		2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅形態	借家等	228万円	267万円	323万円	359万円	404万円	473万円
	持家	163万円	202万円	259万円	294万円	339万円	396万円

（「令和7年度 就学援助制度について」より抜粋）

援助を受けられる目安額は上記表のとおりです。認否審査は教育委員会が行います。詳しくは、2月に配布済みの、「令和7年度（2025年度）就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。

◆ひとり親家庭の場合は、別途証明書類が必要です。「令和7年度（2025）就学援助制度のお知らせ」P.3の「ひとり親家庭の確認」をご確認のうえ、記載の証明書類を提出してください。

お問い合わせ先：大阪市立太子橋小学校 事務室 ☎06-6951-7000